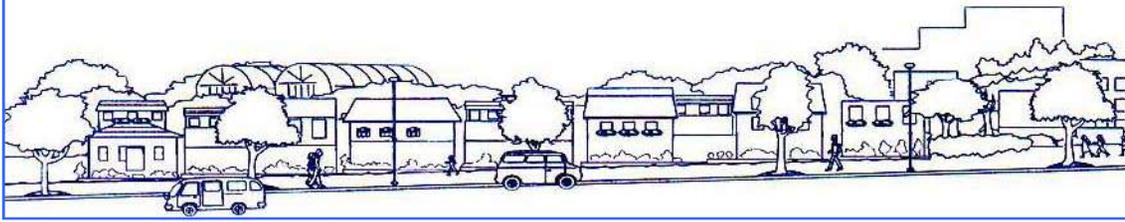




江戸川沿川 篠崎公園地区



第一次移転先（セロリ・トマト）の 土地の引渡しを行います

日頃より、区政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

ご心配をおかけしました地盤再改良工事を含めた第一次移転先（セロリ・トマト）の造成工事を概ね完了することができました。

令和4年3月24日の土地引渡しが円滑に進むよう準備を進めてまいりますのでよろしく願いいたします。

土地引渡しまでの流れ

3月8日～	①地盤再改良工事結果の個別説明
3月18日(金) or 20日(日)	②仮換地の引継ぎ立会い(土地引渡し前の現地確認)
3月24日	第一次移転権利者の皆さまへ土地引渡し

①地盤再改良結果の個別説明について

対象権利者の皆さまには、地盤再改良の工事結果について、個別説明させていただきます。

②仮換地の引継ぎ立会いについて

第一次移転権利者の皆さまを対象に仮換地の引継ぎ立会いを3月18日(金)または20日(日)に予定しております。ここでは、境界の位置等を計測して確認いただき、最後にご署名をいただきます。

対象権利者の皆さまには区職員から立会い希望日時をお伺いしておりますが、上記日程でご都合が悪い場合には、ご相談ください。

※引渡し前の土地の一時使用が可能です

3月24日の土地の引渡し前に、地鎮祭・測量・調査等の実施を希望される場合には、担当者までご連絡ください。

事業計画（第3回変更）について（報告）

本地区の事業計画について変更を行いましたので、お知らせいたします。

今回の事業計画の変更内容は以下のとおりです。

1. 都市計画の変更により、用途地区及び地域地区における面積、決定年月日、告示番号を変更。
2. 換地設計案により、区画道路の線形を変更し、それに伴う施行後公共用地面積を変更。
3. 過年度実績及び残事業を精査し、資金計画を変更。
4. 事業工程を精査し、施行期間を8年延伸。

なお、この変更は縦覧手続きを省略できる軽微な変更で、変更したことを令和4年3月3日に公告しました。

変更した事業計画書につきましては、以下2箇所で閲覧できます。

●江戸川区役所第二庁舎1階 区画整理課（中央1-4-1）

●篠崎地区まちづくり事務所（北篠崎2-26-7）

※受付時間：平日午前9時～午後5時

■ 権利の変更があった方は届出をお願いいたします ■

土地の所有権移転（土地の売買や権利者の死亡による相続等）や氏名・住所の変更等があった場合は、まちづくり事務所までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

※電話：平日8：30～17：00

電話：計画換地係 5664-2619 移転造成係 5664-2616 FAX 朝 5243-3711

住所：〒133-0053 江戸川区北篠崎2-26-7 篠崎地区まちづくり事務所

【URL】 <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/toshikeikaku/saigainitsuyoi/machidukurijoho/sinozakikoen/>

